

本人確認書類について

※いずれも住民票に記載されている

「氏名・住所」もしくは「氏名・生年月日」の記載が必要です。

※有効期限があるものは期限内のものをお持ちください。

Ⓐ	【いずれも顔写真付きのものが必要です。顔写真なしのものはⒷとして取り扱います。】 運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のものに限る)、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
Ⓑ	資格確認書（資格情報のお知らせではありません）、介護保険被保険者証、医療受給者証、福祉医療費受給者証、診察券、雇用保険被保険者証、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む）、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、民間企業の社員証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、学生証、生活保護受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、母子健康手帳、顔写真証明書、預金通帳（住所が記載されたもの）、学校名が記載された各種書類等、検定合格証、合格通知書（校長の証明）、ワクチン接種証明書、介護保険被保険者証資格証明書、在所証明書等、Ⓐの書類の更新中に交付される仮証明書や引換証類、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証 等

(1) 15歳以上の方のカード受取り（本人が来ることができる場合）

申請者本人の いずれかの書類	Ⓐの書類1つ	(例)運転免許証 など
	Ⓑの書類2つ	(例) 年金手帳 と 診察券 など

(2) 15歳未満または成年被後見人等のカード受取り

【本人と法定代理人(または本人と復代理人)が一緒に受取りに来ることができる場合】

申請者本人の いずれかの書類	Ⓐの書類1つ	(例)マイナンバーカード や パスポート など
	Ⓑの書類2つ	(例)母子健康手帳 と 福祉医療費受給者証 など
法定代理人(または復代理人)の いずれかの書類	Ⓐの書類2つ	(例)運転免許証 と パスポート など
	Ⓐの書類1つとⒷの書類1つ	(例)運転免許証 と 年金手帳 など

【本人は来ることができず法定代理人(または復代理人)のみで受取りに来る場合】

申請者本人の いずれかの書類	Ⓐの書類2つ	(例)マイナンバーカード と パスポート など
	Ⓐの書類1つとⒷの書類1つ	(例)マイナンバーカード と 母子健康手帳など
	Ⓑの書類3つ(1点は顔写真入り) (※1)	(例)母子健康手帳 と 福祉医療受給者証 と 顔写真証明書 など
法定代理人(または復代理人)の いずれかの書類	Ⓐの書類2つ	(例)運転免許証 と パスポート など
	Ⓐの書類1つとⒷの書類1つ	(例)運転免許証 と 年金手帳 など

(※1) 令和6年12月2日以降、交付申請の日において1歳未満であった場合は、Ⓑの書類が2つ必要です。(写真なしマイナンバーカードを交付するため、お子様の顔写真付きの本人確認書類は不要です。)

(3) 15歳以上の方のカード受取り(本人が来ることができない場合)

申請者本人の いずれかの書類	Ⓐの書類2つ	(例) 運転免許証 と 身体障害者手帳 など
	Ⓐの書類1つとⒷの書類1つ	(例) パスポート と 介護保険証 など
	Ⓑの書類3つ(1点は顔写真入り)	(例) 年金手帳 と 診察券 と 学生証 または 顔写真証明書 など
任意代理人の いずれかの書類	Ⓐの書類2つ	(例) 運転免許証 と パスポート など
	Ⓐの書類1つとⒷの書類1つ	(例) 運転免許証 と 年金手帳 など